

(社) 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 樋口 忠夫 殿

2004年8月31日
経済産業省自動車課

(社) 日本自動車整備振興会連合会からの要望事項に対する回答について

(社) 日本自動車整備振興会連合会及び各都道府県において組織されている(社)自動車整備振興会におかれましては、来年1月1日の自動車リサイクル法の施行に向けて、日頃より多大なる御協力を頂いており大変感謝しております。

さて、(社)日本自動車整備振興会連合会より解体業に関する要望を頂きましたが、当方と致しましては、以下のとおり回答させて頂きますので、よろしく御査収下さい。

1. 自動車整備事業者が従前から行っている部品取りについては、自動車リサイクル法でいう解体と見なさず単なる部品取りと見なしして、解体業の許可取得を不要とされたい。

(答)

1. 使用済自動車からの部品取りは、自動車リサイクル法上「使用済自動車の解体」に該当します。
2. 使用済自動車の解体を行う場合は、自動車リサイクル法の解体業の許可を有することが必要であり、これについては整備事業者も同様の整理となるため、整備事業者のみ解体業の許可を有さずに使用済自動車からの部品取りを可能とするることは不可能です。
3. 従って、使用済自動車からの部品取りを行おうとする整備事業者におかれましては、解体業の許可を取得いただくようお願いいたします。なお、自動車リサイクル法においては、解体業者は使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務があることにも留意が必要です。

〈解体業者の再資源化基準の概要〉

- 一 鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、(バスなどの)室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化(不可能な場合は、廃棄物として適正処理)
- 一 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること 等

2. 仮に上記1. が不可能ということなら、国の認証を受けた自動車整備事業場は、解体業の施設に係る基準を満たしていることから、当該自動車整備事業者と解体業者とで業務提携等を締結することにより、解体業者の管理の下で当該自動車整備事業場において自動車整備事業者が部品取りを行えるようにされたい。

(答)

1. 自動車リサイクル法においては、「使用済自動車の解体を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事・保健所設置市長の許可を受けなければならない。」とされています。
2. また、使用済自動車からの部品取りは「使用済自動車の解体」に該当することから、これを行う者は解体業の許可を受けることが必要となり、整備事業者のみ解体業の許可を有さずに使用済自動車からの部品取りを可能とすることが不可能であることは既述のとおりです。

整備事業者と解体業者とで業務提携等を締結することにより、解体業者の管理下で当該整備事業場において整備事業者の部品取りを行うことについても、当該整備事業者と当該解体業者は、あくまで個々に解体業の許可を受けていただくことが必要であり、この場合、再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務があることについても既述のとおりです。

3. 上記1. 2. が不可能な場合には、自動車整備事業場は既に国の認証を受けていることから、当該自動車整備事業者が解体業の許可申請を行う際は、審査手数料に特段の配慮をされたい。

(答)

1. 解体業の許可申請に必要な審査手数料は、各都道府県等が設定するものとなっており、標準額は新規許可申請時：78,000 円、許可更新時：70,000 円とされております。
2. 都道府県等においては、許可申請を受けた際に自動車リサイクル法における許可基準を満たしているか否かを確認するために必要な費用を勘案して審査手数料を設定することとなります。整備事業者から許可申請を受けた場合とその他の者から許可申請を受けた場合を比較した場合、同様の確認を行うこととなるため整備事業者からの許可申請における審査手数料のみに特段の配慮をすることは不可能であると思われます。

4. 自己の保有する中古自動車からの部品取りは、違法行為と認識しない自動車整備事業者等が存在するので、当該行為が違法行為となるのか否かを明確に示されるとともに、違法行為となる場合には、併せてその法的根拠も明確に示されたい。

(答)

1. 自動車リサイクル法上使用済自動車は「自動車のうち、その使用を終了したものいう」と定義されており、自動車の所有者が保有し続けている自動車についても当然に使用済自動車に該当する場合があります。
2. 次に、自動車リサイクル法においては、自動車が「使用済自動車」に該当するか否かの判断に関して、例えそれが自己の保有車両であっても当該車両の所有者の意志のみならず、その自動車の置かれた状況などを踏まえ総合的に行うことと解しており、例えば、ある車両の部品を取り外し、その後廃車とする場合には、当該取り外しを行った車両は、

取り外す以前に明らかに使用済自動車となっていると解されます。

3. このため、この取り外しについては、車両の所有者が使用済自動車でないと称した場合であっても、「使用済自動車の解体」にあたり、解体業の許可が必要となります。